

九十九里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



令和6（2024）年3月
九十九里町

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の制定背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 計画の位置づけと目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. 他計画等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6. 温室効果ガスの総排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2. 点検・評価・見直しの仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の策定背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、異常気象の発生やそれによる被害、農作物や生態系への影響等、地球規模で広範な影響が生じると予測されています。

この地球温暖化をもたらす主な要因として、人の営みによる温室効果ガスの排出量の増加が指摘されており、この排出を少なくしていくための取り組みを社会全体で進めていくことが求められています。

国際的に、地球温暖化の対策に向けた取り組みが進められており、平成 27（2015）年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催されました。この際、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が平成 10（1998）年に制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

同法では、すべての市町村が、「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成 28（2016）年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、中期目標として、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を、平成 25（2013）年度比で 26%減とすることが掲げられました。

この計画は令和 3（2021）年に改定されましたが、改定後の計画においても引き続き、地方公共団体の基本的な役割として、「地方公共団体実行計画」の策定・実施が求められています。

以上のことから、九十九里町は、地球温暖化対策の実行計画を平成 31（2018）年 3 月に策定した、計画を改訂するため、今回新たに実行計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけと目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条における「地方公共団体実行計画」として位置づけられます。

本計画は、地球温暖化対策計画に即して、九十九里町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを推進することを目的に策定するものです。

地球温暖化対策推進法

【一部抜粋】

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3. 計画の対象

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務・事業を対象とします。

なお、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、地球温暖化対策計画の内容を踏まえ、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取り組み（措置）を講ずるよう要請することとします。

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多い、二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

4. 計画期間

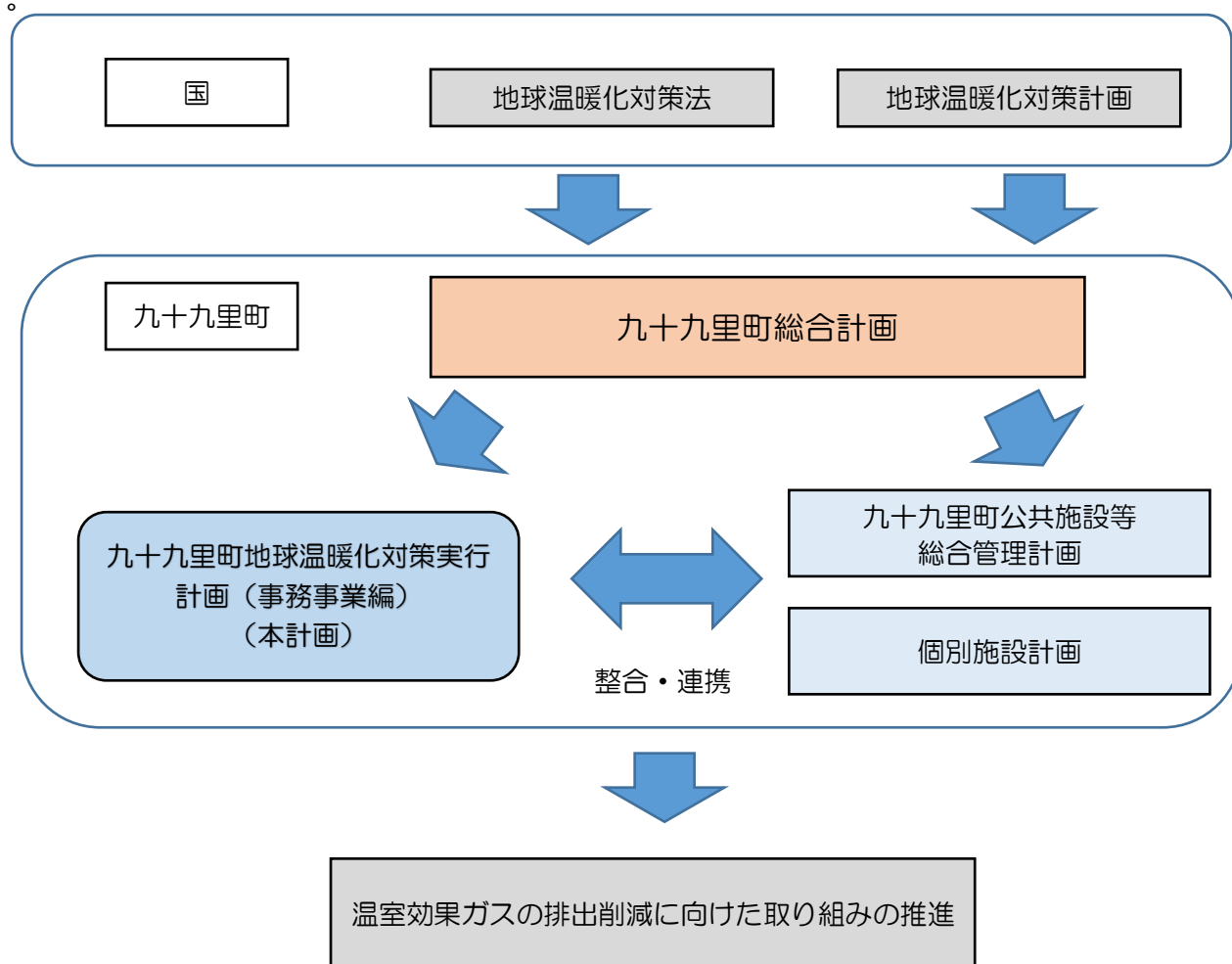
本計画は、令和6（2024）年度から、国が中期目標として掲げている令和12（2030）年度末までを計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	平成 25 年 (2013)	...	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)	令和 12 年 (2030)
計画 期間	基準年度		開始年度						目標年度
期間中、必要に応じて見直し									

5. 他計画等との関係

本計画は、先述のとおり、地球温暖化対策推進法第 21 条第に基づく地方公共団体実行計画として、地球温暖化対策計画及び本町の最上位計画である九十九里町総合計画に即して策定します。



6. 温室効果ガスの総排出量

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の算出値※は、基準年度である平成 25(2013)年度において、1,410 t -CO₂となっています。

また、直近の状況として、令和 4 (2022) 年度は 1,045 t -CO₂となっており、この 10 年間で 26%の減少となっています。

なお、「温室効果ガス総排出量」のうち、電気の使用に伴うものが大半を占めており、その排出量は減少していますが、総排出量に占める割合は、平成 25 (2013) 年度に比べて令和 4 (2022) 年度は増加しています。

年度		平成 25 (2013)		令和 4 (2022)	
総排出量 (t -CO ₂)		1,410		1,045	
内 訳	電気の使用に伴うもの	977	69.3%	787	75.3%
	ガスの使用に伴うもの	364	25.8%	224	21.4%
	ガソリンの使用に伴うもの	49	3.5%	25	2.4%
	軽油の使用に伴うもの	20	1.4%	9	0.9%

※算出は、本計画の対象であるCO₂について行い、「環境省温室効果ガス排出量算定支援ツール」を用いている。

第2章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画や社会情勢等を踏まえ、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減を効果的に推進していくために、目標を設定します。

2. 削減目標

国の地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、目標年度である令和12（2030）年度の排出量を基準年度である平成25（2013）年度比で26%削減することを目標とします。

項目	基準年度 平成25（2013）年度	目標年度 令和12（2030）年度
温室効果ガスの排出量	1,410 t -CO ₂	1,045 t -CO ₂
削減率	-	26%

第3章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの基本方針

温室効果ガス排出の主要因である、電気・ガスの使用と、ガソリン・軽油の燃料の使用について、量の削減に資する取り組みを進めます。

特に、本町の事務・事業による総排出量は、電気やガスの使用に伴うものが中心となっており、かつ、その割合は基準年度となる平成25（2013）年度に比べて令和4（2022）年度は増加していることから、電気の使用量の削減に重点的に取り組みます。

2. 具体的な取り組み

① 施設・設備等の運用改善

温室効果ガス排出量の削減に向けて、本町が保有している施設・設備等の運用方法について必要に応じた見直しを行い、省エネルギー化を推進します。

- 効率的な事務の遂行に一層努めることで、施設における照明や空調等の使用時間の削減を図ります。
- 使用する必要がない時間・箇所の照明について、消灯します。
- 空調等の利用については、適正な温度管理を行います。
- クールビズ・ウォームビズの推進により、空調使用の抑制を図ります。
- 空調機器のフィルター類の清掃により、送風効率を向上させます。
- 公用車の使用について、できる限り相乗りし、エコドライブを推進するとともに、車両の適正な整備・管理を行い、燃料使用量の削減に努めます。
- 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。
- そのほか、不必要なエネルギー使用の削減を図ります。
- グリーン購入法に基づき、より環境負荷の少ない消耗品等の物品導入について検討します。

② 施設・設備等の更新

新たに施設・設備を導入する際や、現在保有している施設・設備等を更新する際に、省エネルギー化を推進する観点から、エネルギー効率の高い施設・設備等の導入を図ります。

- 施設の照明や防犯灯のLED化を進めます。
- 冷暖房の効率化に向け、断熱性の高い窓ガラスや二重サッシ、遮熱フィルム等の導入を検討します。

- 公共施設の緑化を推進します。
- 公用車を更新する場合は、低燃費・低公害車の導入を図るとともに、EV車及びハイブリッドカーの導入を推進します。
- 高効率ヒートポンプなど、省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入について検討を行います。

③ 再生可能エネルギーの導入

温室効果ガスの排出量の削減に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

- 多様な再生可能エネルギー及び活用手法等について、先進事例の取り組みを参考に、当町におけるカーボンニュートラルへの取り組みを検討し、導入を推進します。

④ 間接的な温室効果ガス排出量の削減

本町が直接実施する事務・事業以外でも温室効果ガスの排出量の削減を図れるよう、町民や事業実施者への意識啓発・要請を行います。

- 省エネルギー・節電等の取り組みに関し、町民の意識醸成に取り組みます。
- 外部への委託や指定管理者制度等により実施する事業等について、可能な限り温室効果ガスの排出削減等の取り組み（措置）を講ずるよう、受託者等に要請します。
- 地球温暖化防止の推進のため、住宅用設備等脱炭素化促進事業を実施します。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、まちづくり課が事務局として中心的な役割を担い、庁内における必要な連絡・調整等を適宜行います。

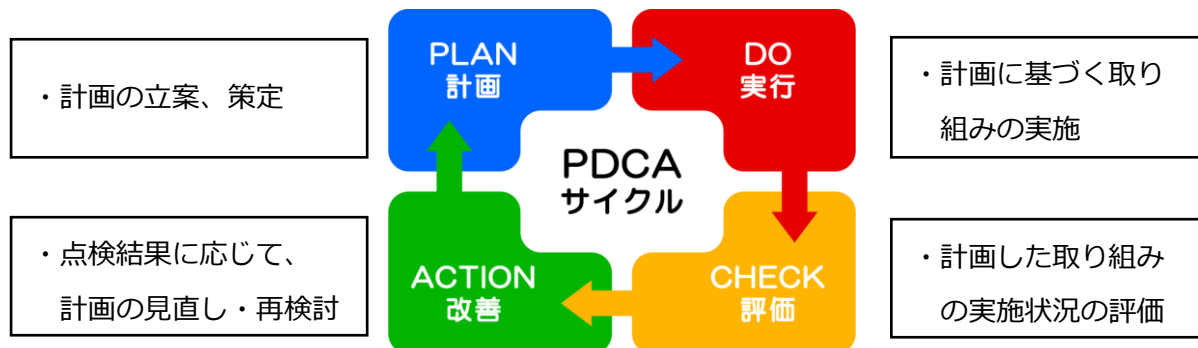
特に、計画期間中の進捗管理・評価や、計画の見直し等を行う際には、まちづくり課が中心となって各課等との連絡・調整を行います。

また、各課・各施設等においては、本計画の実施に係る役割を担うこととし、計画期間中の進捗管理・評価や、計画の見直し等を行う際には、必要な情報の提供を行うこととします。

2. 点検・評価・見直しの仕組み

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）の4段階を繰り返す「PDCA サイクル」の実行によって、効果的な推進を図ります。

各課等のエネルギー使用量や取り組み状況を適宜調査し、毎年度の進捗管理・評価を行うとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。



3. 進捗状況の公表

本計画の進捗状況や評価結果等については、地球温暖化対策推進法第21条第10項に基づき、毎年度1回、本町の広報紙やホームページにおいて公表します。